

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令案  
新旧対照条文

○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（資料の提出等の要求） 第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（資料の提出等の要求） 第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>